

バーゼル Q & A (レバレッジ付ファンド)

制度調査部
吉井 一洋

ロング・ポジションに基づきリスク・アセット算出

【要約】

5月9日に金融庁は、バーゼル の追加の Q&A を公表した。

Q&A では、主に、次の点について基本的な考え方を示している。

レバレッジのかかったファンドの標準的手法における取扱い

個々の金融商品が証券化エクスポージャーに該当するか否かの区分 など

本レポートでは、このうち について解説する。

2007年5月9日、金融庁は、バーゼル の追加の Q&A を公表した。Q&A では、次の点について、基本的な考え方を示している。

レバレッジのかかったファンドの標準的手法における取扱い

個々の金融商品が証券化エクスポージャーに該当するか否かの区分

ファンド内の外国為替リスクの取扱い

内部格付手法において、裏付資産の一部が不明な場合の取扱い

元本部分の返済は保証されているが、金利部分が株式やヘッジファンド等、原債権の実績に連動している債権の取扱い

フル・リコース型の債権譲渡取引等の取扱い

本レポートでは、このうち を取り上げる。

1. Q&A の内容

Q&A では、投資信託等のファンドの裏付資産が、借入等により膨らんでいる場合（レバレッジがかかっている場合）には、次のように取り扱うこととしている。

裏付となる資産の信用リスク・アセットの総額を算出する。

その際には、ロング・ポジションのみを考慮し、ショート・ポジションは考慮しない。

具体例として次の例が挙げられている。

【前提】

- ・投資信託等の時価及び当該投資信託等を保有する金融機関の帳簿価額：2000万円
- ・当該投資信託等の借入額：8000万円（レバレッジ5倍＝（2000万円＋8000万円）/2000万円）
- ・運用報告書等に基づく情報

ロング・ポジション（買い）	ショート・ポジション（売り）
株式：4000万円	株式：1500万円
日本国債：6000万円	
その他：2000万円	その他：500万円
合計：12000万円	合計：2000万円



- ・当該投資信託等の運用基準によれば、株式、日本国債以外では「A」格以上の社債、日本の銀行の預金のみで運用可能

【計算方法】

ロング・ポジションのみを考慮してリスク・アセットを計算する。標準的手法におけるリスク・ウエイトは下記のとおりである。

株式：100%

日本国債：0%

その他：株式、日本国債以外の資産のうち最もリスク・ウエイトが高い「A」格の社債・貸付等のリスク・ウエイト50%を適用

したがって、当該投資信託の裏付資産の信用リスク・アセット額は下記のとおりとなる。

$$5000 \text{ 万円} = 4000 \text{ 万円} \times 100\% + 6000 \text{ 万円} \times 0\% + 2000 \text{ 万円} \times 50\%$$

保有金融機関の投資額に対するリスク・ウエイトは、250%となる。

$$250\% = 5000 \text{ 万円} \div 2000 \text{ 万円 (保有金融機関の帳簿価額)}$$

2.Q&A に対する考察

Q&A の設例によれば、ファンド内に株式のショート・ポジションがあった場合、標準的手法ではこれを考慮しなくてよいことになる。

これに対し、内部格付手法では、2006年3月31日に公表されたQ&Aでは、ファンド内に株式のデリバティブのショート・ポジションがあった場合、「資産(株式)に対するリスク」と「取引の相手方に対するリスク」の両方を考慮することとしている。

いずれも、ファンド内のポジションを銀行が直接有していた場合と同じように取り扱うという考えに基づいている。デリバティブ取引の場合、バーゼルでは、ロング・ポジションについては「資産(株式)に対するリスク」と「取引の相手方に対するリスク」の両方を考慮する。内部格付手法では、株式のショート・ポジションは、基本的には、ロング・ポジションとみなす。これを受けて、2006年3月31日のQ&Aでは、株式デリバティブのショート・ポジションについて両方のリスクを考慮することとしている。

一方、標準的手法の場合、株式のショート・ポジションをロング・ポジションとみなす規定が無いため、今回のQ&Aではショート・ポジションは考慮しないこととしている。ただし、このショート・ポジションがデリバティブ取引であった場合、「取引の相手方に対するリスク」を考慮しなくてよいのかは、現時点でも必ずしも明確ではない。というのも、デリバティブの場合、ショート・ポジションだから取引相手のリスクを考慮しなくて良いという規定にはなっていないからである。この点については、今後、各金融機関が実務上どのように取り扱っているかを踏まえて明らかにされるものと思われる。